

令和元年葛巻町議会9月定例会議 会議録（第3号）

（輝くふるさと常任委員会）

令和元年9月10日（火）

午前10時 開 議

【開 会】

【 会議録署名委員の指名 】	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
日程第1	会議録署名委員の指名	
【 議案第32号～第39号・認定第3号～第6号・同意第1号審査 】		
日程第2	議案第32号 令和元年度葛巻町一般会計補正予算（第2号）	1
日程第3	議案第33号 令和元年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算 （第1号）	5
日程第4	議案第34号 印鑑条例の一部を改正する条例	6
日程第5	議案第35号 葛巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例	8
日程第6	議案第36号 葛巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	10
日程第7	議案第37号 葛巻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例	11
日程第8	議案第38号 葛巻町森林環境譲与税基金条例	11
日程第9	議案第39号 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めること について	16
日程第10	認定第3号 平成30年度葛巻町一般会計歳入歳出決算の認定について	17

日程第11	認定第4号	平成30年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計歳入 歳出決算の認定について・・・・・・・・・・・・・・・・	31
日程第12	認定第5号	平成30年度葛巻町農業集落排水事業特別会計歳入歳出 決算の認定について・・・・・・・・・・・・・・・・	35
日程第13	認定第6号	平成30年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳 出決算の認定について・・・・・・・・・・・・・・・・	36
日程第14	同意第1号	教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることにつ いて・・・・・・・・・・・・・・・・	37

令和元年巻町議会9月定例会議 会議録（第3号）輝くふるさと常任委員会

9月定例会議 議事日程告示年月日	令和元年8月29日（木）			
定例会議再開年月日	令和元年9月6日（金）			
会議の場所	葛巻町役場			
会議年月日	令和元年9月10日（火） 開議10時00分 閉会12時27分			
委員出席状況 （凡例） ○ 出席 △ 欠席 遅早 席席刻退	委員氏名	出席の有無	委員氏名	出席の有無
			姉帯春治	○
	山崎邦廣	○	山岸はる美	○
	大平守	○	辰柳敬一	○
	柴田勇雄	○	高宮一明	○
	鈴木満	○	中崎和久	—
会議録署名委員	大平守		姉帯春治	
会議の書記	議会事務局長	触沢 誉	議会事務局総務係長	村木晋介

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木重男	農林環境エネルギー課長	松浦利明
	副町長	觸澤義美	建設水道課長	中山優彦
	教育長	吉田信一	教育委員会事務局教育次長	石角則行
	農業委員会会長		病院事務局長	大久保栄作
	代表監査委員		農業委員会事務局長	和野康弘
	総務企画課長	山下弘司	総務企画課室長	大川原洋一
	政策秘書課長	服部隆行	政策秘書課室長	波紫徳彰
	住民会計課長	千葉隆則	総務企画課財政係長	近藤桂太
	健康福祉課長	檜木幸夫		

(開会時刻 10時00分)

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

朝のあいさつをします。おはようございます。

これから、輝くふるさと常任委員会を開会します。

ただいまの出席委員は、8名です。

定足数に達していますので、会議は成立しました。

本日の審査日程は、あらかじめお手元に配布しているとおりです。

これから、本日の審査日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、委員長から、大平守委員及び姉帯春治委員を指名します。

次に、議案審査を行います。

質疑、答弁とも簡潔、明快をお願いします。また、質疑する委員は、質疑する箇所のページを示し、一問一答方式で質疑願います。

はじめに、日程第2、議案第32号、令和元年度葛巻町一般会計補正予算(第2号)を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

それでは、8ページ、地方交付税の件について、お伺いをいたしたいと思います。今回187,000,000円ほどの補正というふうな形で、前年度と対比いたしまして、増額になっているわけですが、普通交付税の部分については、計算式が成り立っていると思っておりますが、最終的には、どのくらい程度の普通交付税がくるのか、対前年度比といたしますと、どれくらいの伸び率になってくるのかですね、今年度の見通しについて、お伺いをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

総務企画課長。

総務企画課長 (山下弘司君)

お答えいたします。

令和元年度の普通交付税の決定額は2,937,029,000円となってございまして、前年対比で44,268,000円、2.6パーセントの増となっているところでございます。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

柴田委員。

柴田勇雄委員

そうしますと、今回の補正で全額入ったことになるでしょうか、お伺いをいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（山下弘司君）

額としては、これで決定の形になりますが、入ってくる時期は11月まで、年4回になりますので、11月に、あと、また入ってくるような形になるものです。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

普通交付税の場合は4回に分けて交付されることは知っておりますけども、最終的には11月、そうしますと、これに現在の、今、普通交付税は2,937,029,000円ですよね。これに、いくらか足される予想になるのか、もう一度確認をさせていただきます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（山下弘司君）

お答えいたします。

調整分がある場合もあるということで、まだ、その部分についてははっきりしませんので、現段階では、この2,937,029,000円という形になるものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

次にですね、臨時財政対策債、今回の補正で16,000,000円ほどの減額の補正が出ております。これについては、減額要因、この地方交付税の交付等によって、この町債に頼らなくてもよかったのかどうか、その視点について、お伺いをいたしたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（山下弘司君）

お答えいたします。

臨時財政対策債につきましては、今回16,601,000円の減額という形になりま

す。これは、国の方の地方交付税特別会計に財源不足等が生じた場合に、この臨時財政対策債が発行できるような形になるわけですが、その調整の関係での今回の減額というようなことで、国の方の税金等が予想以上に好調だったというようなことで、交付税の特別会計の財源不足が縮小した関係で、今回の臨時対策債も振替分が減少した形になるという形になるものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

そのような事情だというようなことだけは、そのように認識しておきたいと思います。次に、9ページのですね、今回、定住対策住宅取得支援事業費で2,500,000円の補正になっているようです。総額では8,500,000円というふうなことなのですが、町単の補助金でございますが、今回の詳しい補正内容について、お伺いをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（山下弘司君）

お答えいたします。

この支援事業は、町内に定住するために住まいを新しく取得する、そういった場合に2分の1で、最大1,000,000円を交付する、そういった町単独の事業という形になってございまして、現段階で6件ほどの交付決定になって、5,500,000円ほどの支出が見込まれる状況になってございます。このほかに現在3件ほどの相談をいただいている状況ですので、そういった部分に対応していくための補正という形になるものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

分かりました。

次に、10ページの子ども子育て支援システムの改修業務に6,545,000円の補正額が出ております。どのような中身での改修業務なのか。それから、また、議案の方では、条例の方の子ども子育て支援の関係の条例が3件ほど出ております。ここの関わりが何か、この予算との関わりが出てくるのかどうか、お尋ねをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

教育次長。

教育委員会事務局次長（石角則行君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

ご質問のありました、10 ページの子ども子育て支援システムの改修事業につきましては、現在、町で導入しております住民基本台帳のシステムから連動させております保育料等の計算をさせるシステムがございます。そちらの方に、歳入の方でも書いてありますとおり、無料化実施の円滑化ということでのシステムの改修が必要になるということでのソフト改修の予算でございます。もう一つの質問であります条例等に関してのこの部分に関しては、一部、この条例ではなく、規則にありますが、保育料の無償化の部分ですね、そういった部分のソフト改修が、こちらにあたるという部分でのご回答とさせていただきます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

分かりました。

もう1点、12 ページの道路維持費での道路の長寿の関係の予算ですが、17,000,000 円ほど、今回、この補正に計上になった充当する路線名を、お知らせいただきたいと思っています。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（中山優彦君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

該当する路線名でございますけれども、いずれも江川地区になりますが、五日市・袖山線といいまして、五日市小学校から保育園に向かったの路線、それから、六角線でございますけれども、国道から中六角牧場さんに入ってくる路線です。それから、もう一つは四日市・中村線ということで、茶屋場から今松線の舗装路面の悪い区間を実施するという、この3路線の予定となっております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第 32 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第 32 号、令和元年度葛巻町一般会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第 32 号、令和元年度葛巻町一般会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 3、議案第 33 号、令和元年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

今回の補正につきましては、医療機器の購入ということで 2,000,000 円の補正の予定のようでございますが、病院会計の部分については、補正対応というよりは、こういったような必要な医療機器の分につきましては、当初予算での計上がふさわしいのではないのかなと思いましたが、今回、あえて、この 2,000,000 円の補正で購入しなければならなかった理由について、お伺いをいたしたいと思えます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

病院事務局長。

病院事務局長（大久保栄作君）

ただいまのご質問に、お答えさせていただきます。

今回、補正をいたしました検査器械というものにつきましては、操作性が簡単で、休日、夜間に血液検査が必要となった際に検査技師を呼ばなくても、医師または看護師が操作できるという器械でございます。迅速な検査対応が可能となるということで、休日、夜間の診療がスムーズに進むこととなるものですが、今回、当初ではなく年度途中での補正となりました理由といたしましては、年度途中に検査技師 1 名が退職いたしまして、正職員の検査技師が 1 名という体制になったところでございます。現在は嘱託の検査技師 1 名を確保いたしまして、2 名体制としたところでございますが、嘱託の方は町外から通勤されているという事情もございまして、休日、夜間の検査体制の課題を解決することによって、今回の機器を補正でお願いすることとなったものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第33号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第33号、令和元年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第33号、令和元年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第34号、印鑑条例の一部を改正する条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

印鑑条例の一部を改正する条例でございますが、今回、この印鑑条例を改正する一番の狙いはどこにあっての改正なっているのでしょうか。まず、その点からお伺いをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長(鈴木満君)

住民会計課長。

住民会計課長(千葉隆則君)

ただいまの質問にお答えいたします。

今回の改正の趣旨でございますが、そもそも住民基本台帳法施行令等の一部改正及び印鑑登録証明書事務処理要領の一部改正によりまして、この二つが、今年11月5日の施行に伴いまして、所要の整備を行うものでございます。一つ目は女性活躍推進の観点、もう一つは性的少数者等への配慮などからの改正でございます。

輝くふるさと常任委員長(鈴木満君)

柴田委員。

柴田勇雄委員

ただいまのお話ですと、住民基本台帳法の施行令等の一部改正に伴うというのが本旨のようでございます。これは全国的に今年の11月5日から施行月日になるものかどうかどう

か、お知らせをいただきたいと思います。それから、また、こういったような印鑑条例、印鑑の交付については、住民と密接な関係があるわけですので。そういったような部分では、他町村ではコンビニ交付等、そういったような制度が設けられております。当町の部分については、このコンビニ交付等の、印鑑証明のみに限らず、その他の住民票とか、そういったような部分のコンビニ交付の状況はどのような形になっているのか、お知らせをいただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（千葉隆則君）

ただいまの質問にお答えいたします。

まず、第1点目の印鑑登録証明書に関してでございます。まず、こちらの改正につきましては、様式の2カ所を改めるものでございます。1点目は、先ほど申し上げましたとおり、女性活躍推進の観点から、住民票へ新たに旧氏、いわゆる旧姓が、希望する場合は記載できるようになりますことから、印鑑登録証明書にも記載することができるようにするものでございます。2点目といたしまして、性的少数者等への配慮などから、男女の別を印鑑登録証明書から削除するという事で、様式の改正が主な内容でございます。

あと、2点目のコンビニ交付の件でございます。当町では、コンビニ交付につきましては実施はしておりません。ちなみに県内の状況等につきましては、33市町村中5市2町で実施、7市町が実施しているという状況でございます。ちなみにコンビニ交付に関しましても、当町でも検討はしておりますけれども、まず、初期投費が大体、人口規模にもよりますけれども、3千万円から5千万円くらいの、発行サーバーの導入ですとか、それ以降の発行に係るまでも地方公共団体情報システム機構への運営負担金の支払い、そのほかにコンビニ事業者等への委託手数料等々ランニングコストの方もかかるということもございまして、そういった理由から当町では実施していないという状況でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

実態は分かりました。印鑑証明、そんなに数は多くないと思いますが、この決算の説明書には出ているかと思えますけれども、そのくらいの数でしたら、コンビニ交付まではいけないような現状にあるというふうな理解でよろしいでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（千葉隆則君）

コンビニ交付につきましては、既にマイナンバーカードを取得された方がコンビニで交付できるということで、委員のご質問のとおり、交付件数からいけば僅かな件数となるものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第34号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第34号、印鑑条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第34号、印鑑条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第35号、葛巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

関連がありますので、議案第35号、36号、37号の3件について、委員長のお許しをいただきまして、ちょっと共通性がございますので、お尋ねをいたしたいと思います。よろしいですか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

認めます、どうぞ。

柴田勇雄委員

今回の三つの改正案でございますが、子ども子育て支援の新制度移行に伴う改定、そのように認識するところでございますが、この三つの条例の中で、当町で実際に運用し

ている条例は、どれとどれ、それから、その条例の件数、そういったようなものをお知らせをいただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

教育次長。

教育委員会事務局次長（石角則行君）

ただいまの質問3件、35号、36号、37号に関連してのということで、改めて質問の件、間違いがないように再確認をさせていただきます。この条例に関して、施行している事業所等があるか、対象があるかということのご回答でさせていただいてよろしかったでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

この条例に適用になる施設があるかどうかというふうなことです。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

教育次長。

教育委員会事務局次長（石角則行君）

大変失礼いたしました。それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

この35号、36号、37号についての対象となる施設については、まずはございません。この家庭的保育事業所等、いわゆる地域型ということではございません。この37号の放課後児童健全育成事業というのは葛巻保育園でやっている事業がありますので、それは事業としてはありますが、事業所ということでの括りではありません。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

そうしますと、35号、36号については施設はないというふうなことで理解してよろしいですね。それから、37号については一部あるというふうな形での、今のお話でしたら、そういうふう聞こえてきたのですが、それでいいですか。37号も関係のないことですか。施設がないんですか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

教育次長。

教育委員会事務局次長（石角則行君）

お答えいたします。

37号は施設ということではなくて、葛巻保育園でやっている放課後児童クラブに関わる、その対象の運営者の部分の基準が今回、見直しによって変わったといったものであります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第35号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第35号、葛巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第35号、葛巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第36号、葛巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第36号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第36号、葛巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第36号、葛巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第37号、葛巻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第37号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第37号、葛巻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第37号、葛巻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第38号、葛巻町森林環境譲与税基金条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

森林環境譲与税の基金条例、新設しようとする内容のようでございます。本格的に交付なってくるのは確か令和6年だったでしょうか。その間、今年度の当初予算でも、この森林環境税の譲与税が21,000,000円ほど歳入の部分で予算計上になっているわけです。今後の、この譲与税の見通しはどのような形で進んでいくのか。今の譲与税は仮の譲与税かと思っております。本格的な譲与税になれば、当町への、この譲与税はどのくらいの譲与税の規模になってくるのか、お知らせをいただきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長 (松浦利明君)

森林環境税を国民の皆様からご負担をいただくわけですが、これについては、資

料によりますと、平成36年ということで、令和6年になるでしょうか。それで、それを市町村及び県に譲与するわけですけども、最初の段階では市町村に8、県に2、最終的には市町村に9、それから、県に10というような割合になるようでございます。それで、県の市町村の割合は、現在のところ160対40ということで、最終的には、9対1になるときには、540対60ということになりますので、今21,000,000円ですので、3倍から4倍の額が最終的には交付されるという見込みになるものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

本格導入になった場合は3倍から4倍、金額的には3倍でしょうか、4倍でしょうか、大体の金額は押さえているかと思っておりますが、金額的には、ただ単に現在の21,000,000円に3倍、4倍というふうなお話というように聞こえてくるんですが、実際に本格譲与税の場合はどのようになるのか。たぶん仮的に前倒しで、たぶん、これが、やっている譲与税かと思っておりますが、これは令和5年度までは21,000,000円程度の計上になるのか、併せて、お伺いをいたしたいと思っておりますし、今年度、また、この森林環境譲与税として21,000,000円計上になっているわけですが、この予算についても、この基金条例の方に繰り入れされるものかどうか、今年度の予算の用途については、どのような形になるでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（松浦利明君）

森林環境税が国民から徴収されるのは、令和7年度からということになりまして、このときの財源は600億円を想定しているものでございますけども、その最初の5年間につきましては、今年から前倒しで交付しておりますので、その前倒しの財源とするということになりまして、最終的に600億円使用できるものについては、平成ですみませんが、45年以降というようなことでの国の制度設計になっているものでございます。それで、基金の用途につきましては、今年度分につきましては21,000,000円を使用して、余った残りを基金に積み立てるということになっているものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

本年度の21,000,000円については、残が出た場合には、この基金条例に積み立てしたいというようなお話でございますが、この用途についても、森林環境譲与税の用途が

明確になっているかと思われませんが、今年度はどのような計画実態で、この予算を使用する目的なのか、お知らせをいただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（松浦利明君）

予算的に計上しているものにつきましてはですね、所有者の意向調査等が52,000円、それから、情報収集と境界確認等の業務委託2,730,000円、それから、地域林政アドバイザーの雇用について3,068,000円、それから、町産材利用促進事業等に4,500,000円、それから、普及啓発イベント等に1,000,000円、それから、私有林補助事業について9,650,000円ということで、合わせて21,000,000円ということになっているものですが、当初、今年度から始まって、全て事業執行が間に合うわけではございませんので、実際のところは16,000,000円ほど基金に積み立てることになるものと想定しているものがございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

もう1点ですね、来年度も、この譲与税が出てくるわけですが、来年度の予算からは全て一旦この基金条例の方に積み立てをするのかどうか、その見通しについて、お伺いをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（松浦利明君）

それについては、県の方から明確な回答がありませんけども、その年度に残を積み立てていくのか、それとも、一旦全額を積んで、その基金から使用していくのか、これについては、今後、県、国の指導をいただきながら検討していきたいということになります。なお、基金につきましては、何年間か大きい事業に備えて基金を積み立てた上で、基金額が大きくなってから事業執行するというのも認められているものがございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。姉帯委員。

姉帯春治委員

今、いろいろ話聞きましたけれども、今一番大変なのは、植え付けから10年までの管理はされているわけですが、県とすれば、11年目には作業が、除間伐というのがあるんですが、それが全然進まないということで、私は、この森林環境税の中でも少しは使っていけるのかなと思っていましたが、その点の話を聞きたいなと思っております。お願いします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（松浦利明君）

既存の事業については、これまでどおり既存の事業で実施していくということでございます。今回の森林環境税及び譲与税に係る部分につきましては、森林の所有者が手入れできない私有林、そして、人工林である場合に、その管理を、意向調査によって、市町村に管理を委託するというようなことになってくるものでございまして、その管理の財源として森林環境譲与税を充てるという内容になっております。したがって、何と申しますかね、管理が行き届く、従来の事業でできるような森林につきましては、これまでどおりの事業で実施していくということでございまして、この森林環境譲与税の分につきましては全く新しい事業ということになるものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

一番、さっきも話したように、11年目には、町からも造林するときには嵩上げ補助なりをもらって造林したわけです。そして、下刈りも5年間やって、それで11年目に、あと少しというところに事業が、県ではならないということで、一番、今は大変です。その中で、では、今まで国からも県からも補助金をもらって、11年間育てたと、その中で、16年目あたりからかな、森林環境税の事業に入れるとういうことで、そこで入っていくには6年間の留守があると、その中で、今までであれば、その事業費の中から森林の保険を、国営保険というものを掛けられているわけですが、その11年から16年間の間、保険が掛けられないわけです。その部分をどのように考えていけばいいのか、聞きたいなと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（松浦利明君）

ただいまの部分につきましては、今後、譲与税の関係の用途の関係でございまして、県等と十分協議しながら詳細を詰めてまいりますので、その時点でお知らせしてまいります。

たいと思いますので、よろしく願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

まず、県から聞いてということですけども、この間も、ある県の方が来て、ちょっと立ち話で聞きました。ですけども、それは、やれるような話はしなかったということでございます。ただ、せっかく町からも、まずは嵩上げ補助、または間伐の搬出経費なども全部、町からもいただいて造林したわけですが、その一番大事なときに、その手留守になると、作業できないと、そして、今、農林課長も分かっているかなと思っていますけども、去年までは下刈り5年間やりました。今年からは、その5年間は、部分的にやらなくてもいい部分についてはやれないということで、山林に関わっている方々が大変だと思います。だから、今度、その11年経った木を、もうちょっと何かの事業で県でも町でも進めるようにしないと、今までかけてきた補助事業が逆に投げることになるのではないかなと、こういうふうに考えていますので、県に行っても、そういうことを強くお願いをしたり、また、早く、もう、かなり過ぎているのもありますし、または、どうですか、農林課長としては、私から見れば、県はお金を前倒しして使っているのではないですか。だから、事業が詰まっていくのが普通ではないかなと考えていますが、私はそうではなくて、事業を前倒ししてやってもらえれば、すごく良いんですけども、やはり事業については、それを進めていく、山主をやっている人夫さんたちを動かすには、来年は来年の事業がこれくらいあるということでは確保しているはずで、それを急に、今年は3年間しかありませんよと、あとは、除間伐はできませんと、ただ、県民税事業というか、環境事業、それは少しありますから、それに該当になる部分についてはやることのできるのではないかなというような、いろいろな選択があるようですけども、最終的には一番手を入れなければならない部分を今の状態では投げていると、それこそ今の、この環境税は、まず、環境を良くするためには、山主の方が、力のない方がやれるということとあったわけですが、せっかく町からも、今まで補助金を受けて造林したのが、何年かの、例えば、大雪でもきたり、または思いがけない山火事でもあった場合はマイナスになるわけでありまして。その点については、今のこの環境税については全くはずれた話ですが、全体的には、そういうふうに、そろそろ来年度の事業も関わってくるかなと思っていますので、あえて、この場で話しておきたいなと思っていますので、県に、そういうお話する機会があれば、そこを、ぜひ強く話をさせていただけないかなと、こういうふうに思っています。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（松浦利明君）

譲与税の関係の事業につきましては、町の裁量でどのくらいできるのかにつきましては、今後、検討してまいりたいと思います。それから、森林整備事業につきましては、市町村を経由しないで直接、振興局から事業実施主体への補助金が行く事業がありますが、これらについても随時、振興局と連絡を取りながら、スムーズな事業執行ができるように要望してまいりたいと考えております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第38号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第38号、葛巻町森林環境譲与税基金条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第38号、葛巻町森林環境譲与税基金条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第39号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。なお、本案は人事案件でありますので、質疑は私生活にわたらないよう、ご注意願います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第39号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第39号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについては、原案のとおり適任とすることに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第39号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについては、原案のとおり適任とすることに決定しました。

ここで、11時5分まで休憩します。

(休憩時刻 10時50分)

(再開時刻 11時05分)

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、日程第10、認定第3号、平成30年度葛巻町一般会計歳入歳出決算の認定についてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

山崎委員。

山崎邦廣委員

主要な施策の成果に関する説明書の63ページになります。消防防災関係ですが、盛岡地区広域内における火災発生件数、それから、葛巻町の各分団の団員数の状況に関係してでございますけども、一つ目は、平成30年度の本町の火災発生件数3件となっております。この主な出火原因と、今後の予防のための施策はどのようになっているでしょうか。伺います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（山下弘司君）

お答えいたします。

昨年は3件の火災が発生したわけですが、1件目は、4月に野焼きからの火災でございまして、小屋の延焼した件が1件、それから、7月に漏電が原因でございまして、作業小屋と小屋が夜中ですね、全焼した火災が1件、それから、1月に住家、家がですね、1件全焼した火災がございまして、この際は残念ながら1名の方が亡くなった形になってございます。野焼き等の関係からの発生は、今年度は野焼き等からの火災等もあって、火事騒ぎが3件ほど発生したりした形になってございまして、注意喚起のためにくずまきテレビでの周知等を進めたり、それから、あと、野焼き等の関係は、毎年、春先に山火事防止の呼びかけ等を周知したりしているわけですが、昨年から、そういった、いろいろな火災等の関係もありまして、くずまきテレビを使った呼びかけとございますか、注意喚起を実施しているところでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

山崎委員。

山崎邦廣委員

分かりました。

それから、消防団、各分団の団員数の状況についてでございますけれども、充足を見ますと、65.2パーセントから100パーセント、全体を見ますと、充足率が83.3パーセントとなっているようでありますが、この消防団員確保の状況と、消防団員確保に向けた処遇改善等についてのお考えを伺います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（山下弘司君）

お答えいたします。

充当率の関係につきましては、今、委員さんからもお話ありましたとおり、一番低いところで65.2パーセントで、全体で83.3パーセントの状況になってございます。団員確保につきましては、探しても、なかなか現状として見つけられないというような状況でもあるということで伺ってございます。それで、今後の対策のひとつとしては、消防団を退団した方を機能別団員として対応いただく、そういった応援をしていただくようなことや、それから、あと、他の市町村では、女性の方の隊員もあるわけですので、そういった形での団に入らせていただくような取り組みを今後進めていかなければならない部分もあるのかなというようなことで考えております。それから、併せて、定員の見直し、あるいは団編成等の見直しも、今後、こういった状況を踏まえながら検討を進めていかなければならない形になるのかなど、そのように考えているところでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

山崎委員。

山崎邦廣委員

ありがとうございました。

もう1点、お伺いいたします。説明書では107ページになります。教育用のパソコンなどの整備状況に関係してでございます。まず、タブレット型パソコン、小学校に57台、それから、中学校に52台配置されている状況になっております。この配置されているパソコンの活用の状況と、その活用することによる学習成果、これについては、どのようになっているでしょうか、伺います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

教育次長。

教育委員会事務局次長（石角則行君）

活用の実態と成果ということで、お答えをさせていただきたいと思います。

このパソコンは、タブレット型のパソコンでございます。ひとつの効果としては、タブレット型でございますので、Wi-Fi環境が整っておりますので、校内を持ち歩きながら、様々な学習ができるというような効果をもたらしております。また、パソコンでということで、教科書だけではなく映像で見える事業ということを取り入れながらやっているということで、より子どもたちに分かりやすい授業の展開ができるということで、ただいま先生が映したものを一緒に映して見る、あとは調べ学習ということで、インターネットの環境を使いまして、様々なことをパソコンを使ってできるというような利点をみたらして、学習効果を高めているものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

山崎委員。

山崎邦廣委員

それに関しまして、もう1点は、パソコン、それから、スマートフォンもそうなりませんが、そういったインターネットとの接続可能な機器、正しく使うことができれば非常に、今お話のあったような、この素晴らしい学習効果につながるわけでございますけれども、一方で、いろいろな場面でニュースなんかも目にしたりするところでございますけれども、そういったインターネットに関わることで、子どもさんたちに、あまり良いような影響を与えないというような事例も聞いたりもいたしますが、この教育を進める上で、この子どもさんたちに、この通信機器を正しく活用していただくといった点からは、学校の場における、そういったことに関する情報の提供といたしますか、教育指導といたしますか、そういったところは、どのような状況になっているのでしょうか、伺います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

教育長。

教育長（吉田信一君）

情報モラル教育の部分だと思いますけれども、これについては、町村においても、町内においても、小学校、昨年度の県の学力状況調査の中で、児童質問紙の中で調査がありました。その中でも、わりあい町内の子どもたちが、そういったインターネットに関わっている時間が県の平均に比べて、わりあい高い数値を示していました。それを受けまして、校長会議の中でも各校、あるいはPTAの協力を得ながら、そういった情報メディアとの関わり方について見直し等、あるいは、ある程度の時間的な制限をするよう指示をして、今、取り組んでいるところであります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。柴田委員。

柴田勇雄委員

説明資料の35ページでございますが、貴重な自主財源となります町税全体の徴収率、これは普通税でございますが、93.2パーセントです。それから、前年度比で0.3ポイントの増の実績というふうな内容でございます。特に、この中で現年度の課税分の徴収率は99パーセントというふうなことになっております。3年連続で99パーセント台の成績を達成しているというふうなこと、特に、この町民税の現年課税分は99.3パーセントのようでございます。この対前年度比では0.5ポイント増の実績になっております。こういったようなことにつきまして、先の監査審査報告でもあったとおり、町税徴収向上対策が功を奏しているというふうな形で、監査委員の方々から高く評価しているというふうな報告がございました。私も同様、敬意を表するものでございます。こういったような中で、また、町税のみならず、30年度の部分ではですね、細かい部分でございますけれども、使用料及び手数料、それから、諸収入の収入未済額におきましては、全部なくなりました。30年度の収入未済額がなくなりました。非常にすっきりとした形になっておりまして、使用料及び手数料の場合は、申し上げるまでもなく少額なわけです。29年度には175,000円の収入未済額がありました。それから、諸収入では、29年度45,600円の収入未済額がありましたけれども、こういったようなものが、30年度の調書を見ますと、全て解消されております。こういったような少額なものを繰り越したりなんかすれば、次年度においても、この滞納繰越額というふうな形になってこようかなと思っておりますので、例えば、この少額の使用料及び手数料とか、諸収入等で、このような小さな金額があった場合でも繰り越すことのないような、やはり整理が必要ではないのかなと思っております。こういったような部分では、高い評価を得ていながらも、こういったような部分、小さな金額を徴収できなければ、大きな金額も徴収できないだろうと、そのように考えますが、そういったような部分での対応については、この滞納整理、どのような形で今後お考えでしょうか。伺いたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（千葉隆則君）

今、柴田委員のおっしゃいますとおり、少額とはいえ、収納にはそれぞれ努めてまいりたいと思います。先程来、町税はもちろんでございますが、少額といえども、いずれ収納に向けては全庁上げて、課長等によります訪問催告ですとか、今年度はさらに電話でのお願い等も加えて実施をしているところでございます。ご理解を賜りたいと存じます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

こういったような、何と申しますかね、徴収する側の懸命さといいますかね、こういったような努力が必要だと、このように思っておりますので、小さな金額と思って見逃すのではなくて、こういったようなものが残れば、大きな金額も収入にならないというようなことを肝に銘じて、滞納整理にあたっていただければなど、このようには思っているところでございます。

次に、不能欠損につきまして、お伺いをいたしたいと思えます。説明資料の40ページ、44ページに不能欠損額が付いております。不能欠損額、一般会計の不能欠損額でございますが、4年ぶりに不能欠損額が計上されました。町民税2件20,971円、それから、固定資産税12件で828,728円、合わせて849,699円というふうな中身で不能欠損が4年ぶりに計上になっておりますが、不能欠損の、この内容については、どのような不能欠損だったのか。たぶん、やむを得ないものでの不能欠損と思われそうですが、その不能欠損に至った経緯について、お尋ねをいたしたいと思えます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（千葉隆則君）

不能欠損に至った経緯について、ご説明申し上げます。

その前に、一旦、まず、納税に関しましては、もちろん納税催告をお願いいたしまして、それでも納めていただけない場合は差し押さえ等を含めた滞納処分をさせていただくという流れになるものでございます。その滞納処分にあたりましての、それぞれ、不能欠損の三つの分類でそれぞれ整理をさせていただいておりますけれども、地方税法第15条の7第4項に関しましては、先ほど、この滞納処分をするにあたりましての条件が、一定の要件がある場合は、この滞納処分を執行停止することとしてございます。一つは、滞納処分を執行できる財産がないとき、二つ目といたしまして、滞納処分をすることによって生活を著しく窮迫するおそれがあるとき、三つ目といたしまして、その所在及び滞納処分を執行できる財産がともに不明であるときに執行停止という処分をするものでございます。この第4項につきましては、その執行停止後3年経過いたしますと、納税義務が消滅するものでございます。内容といたしましては、生活保護世帯等で差し押さえ財産等がなく、先ほどの執行停止後3年が経過したというものでございます。次に、この第5項の関係でございます。これは即時欠損ということで、徴収金を徴収することができないことが明らかであるときという内容のものでございます。1件につきましては、破産手続が終了いたしまして、差し押さえ可能な財産がない方がお一人、それから、他市町村ではございますけれども、出国によりまして職権消除された外国人の方がお一人という内容でございます。最後に、地方税法第18条第1項の消滅時効という案件になります。徴収権を5年間行使しないことにより時効が成立するという内容で、施設などに收容されていた期間の課税分でございます。当該滞納分に係る催告や納税相談といった折衝記録が確認できずに、消滅時効が完成したものでございます。ただ、先

ほどの、こういったようなケースの場合でも、減免規定等が該当するため、本来であれば、確認できていれば、本当は元々課税されなかったケースということでございます。以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

滞納整理等については、非常にご苦勞なさっていることは重々知っているつもりでございますが、こういったような徴収率が良くなるというふうなことは、もちろん良いことなわけでございますが、その反面に、例えば、こういったような管理に滞納差し押さえとか、そういったような強制的な形での納税をしていただくというふうな部分もあるのかなとは思いますが、実際の30年度の滞納差し押さえ等に至った経緯等は、どのような形でなっているのか、お知らせをいただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（千葉隆則君）

大変申し訳ございません。ちょっと30年度のを手元に資料がございませんので、後ほどお調べして、ご報告させていただきたいと思います。申し訳ございません。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

分かりました。なるべく早めにお知らせをいただければ、時期を失しますと聞き漏らす、そしてまた、不要になってしまいますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

その次に、説明資料の23ページでございますが、財政調整基金と町債の減債基金の現在高が、このように載っております。ちょうど比較も載っておりますので、28年度、29年度、30年度分の3カ年間、この財政調整基金と町債減債基金、あまり変動がない数値で、積極的に積み立てないというような形になろうかなと思っておりますが、この積み立てていない、これに積み立てない理由は何なのか、お知らせをいただきたいと思

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（山下弘司君）

お答えいたします。

財政調整基金の額につきましては、積み立ての額につきましては、現段階で、これくらいの額があれば、いろいろな分に対応が可能かというようなことでの額で、今は、そのほかに公共整備の関係の部分とか、そういった部分がありますので、そういった関係の部分での調整をさせていただいている形になります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

町の部分では主要4基金というような形で、財政調整基金、町債減債基金、こういったようなことが入って、含まれているわけですが、3年間も全く積み立て、増減があまりないというふうな形になってはいますが、今後も、こういったような傾向で、現在のままの額での積み立て状況になっていくのか、お尋ねをいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。

財政調整基金でございますが、これにつきましては、一般財源としての財源不足といえますか、そういう際に、この基金を活用するということになるわけですが、それは、どういう場合かといいますと、災害が発生して、特に予測しない財政支出が出てくるといったような場合等に、これまでも充当してきているというものでございますし、目的もそうであります。したがって、これまでの災害等の状況を、町で発生している状況を見ても、これまでの財源の状況であります。災害の大きい時期でも3億から4億という状況がこれまでの、そういう際に支出しているという内容等々も勘案しながらありますが、そういう中では、今の8億台の基金で十分、そういう不測の事態にも対応できるであろうと、そのように考えながらの額でございまして、今後におきましても、そう変わる事態はあまりないと思いますので、今の状況の中で、基金を進めてまいりたいと、管理を進めてまいりたいと、このように思っているところであります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

基金の部分ですが、ご承知のとおり、それぞれの目的を持った基金で積み立てをして

いるわけでございます。町債減債基金の部分ですが、例えば、30年度の決算書の207ページ、公債費、元金で、任意繰上償還金114,706,273円を繰り上げ、任意での繰上償還しているわけです。これが決して悪いというふうな意味ではなくて、この部分では、本来でありますと、普通の市町村であれば、この減債基金から繰り入れてやるというのが一般的な償還財源になるのではないかなと思っております。それから、また、7月の、この任意繰上の議決した額でも、同じ任意繰上償還金が197,610,000円議決しております。こういったような部分については、この減債基金を使用しないで、任意の、この財源調整は繰越金等を充当しているというふうなことになるかと思っておりますが、こういったような部分では、そうしますと、町債の減債基金の活用基金としての価値はいかななものかなと、このように思っておりますけれども、その考え方はどのようなものを持っているのでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

減債基金についての活用ということでございますが、これまで町の場合には、その償還にあたる公債費の財源を様々な事情の中で、確保が難しい状況等も過去にはあったわけですが、そういう中に、この基金を活用しながら、そういう事態には活用して、調整をしてきた経緯もあるわけですが、現在は、そういう中で一定の基金、主要基金、あるいは全体的な基金等々につきましても、それぞれの目的の中での積み立てはしているわけですが、そういう中で、現段階の最近の状況を見ますと、減債基金の取り崩しをしなければならないような実態の財源、財政状況にはなっていないものでございまして、したがって、とは言いながらも、今後であります、今、これまで整備してまいりました葛巻病院の建設、改築、あるいは江川小学校であったり、あるいは養護老人ホーム等、これまでも、その整備を進めてきておりますが、そういう整備と併せまして、今後、3年後あるいは5年後に、そういう償還の時期、過疎債でありますと3年後に償還に入りますし、あるいは企業債等につきましては5年後に償還に入るといったような部分もございまして、そういう中に、また、これからあります、役場庁舎の建設等も今後また進める、そういう大事業が、どうしても対応しなければならない今の時期を迎えておりますので、そういう点での財源の対応というのが当然、予測も、対応しなければならない、これまでにない課題も予測をしていかなければならない部分がございますので、そういう面での減債基金としての活用は図ってまいらなければならないと、このように思っておるところであります。そういう中に、前年度の繰越金とか、そういう部分等の中での財源も出てまいりますので、そういう中では減債基金を償還に充てるというだけではなくて、そういう財源等も組み合わせながら、償還、あるいは、そういう公債費に組み合わせながら、充てながら、全体的にそれぞれの目的に合った運営ができるように管理していかなければならないと、このように思っているところがあります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

中身は大体分かりますけども、せっかく、それぞれの目的の基金でございますから、若干の移動があっても、若干ですよ、そういったような調整は、やっぱり必要じゃないのかなと、3年間も同じまま眠っているような基金はあってもなくてもよい基金というふうに言われても仕方ないと思っておりますので、その辺の調整を、上手な形での使い方を、私から言わせれば申し上げたいわけです。こういったような使途について、十分、内容をご検討をいただきたいと、このように思っております。

それから、昨日の一般質問でも取り上げさせていただきました、説明資料の69ページにくずまき型のDMOの諸活動のものが、このように非常に活動を展開していただいておりますことに敬意を表しております。それで、ここで伺いたいのは、観光庁でやっております日本版のDMO、これは登録制度を設けた上で国が広く、全省庁が支援体制を取るといような目的でやっているようでございますが、当町の部分では、日本版のDMOを地域版に縮小したようなものではないのかなというふうなことを申し上げておりましたけれども、そのような、基本的な考え方でいいのかどうか。そして、また、この日本版のDMOでは登録制度を設けておまして、法人というふうな形になろうかと思っております。地域連携のDMOとか、地域のDMO、こういったようなものが存在しているようであります。たぶん葛巻の地域型のDMOは、この登録にはなっていないのではないかなとは思いますが、この活動内容については全く同じような視点を持つものか、伺いをいたしたいと思っております。また、この登録している地域のDMO、現在138法人あると言われておりますが、県内でも何町村か、こういったようなものに取り組んでいる市町村があるやに聞いておりますが、県内の実態、それから、また、くずまき型のDMOが、この登録制度によって、さらに拡充するのかどうか、その見通しについて、伺いをいたしたいと思えます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（山下弘司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

日本版のDMOは観光客の増加による外貨獲得というようなことで、民間のDMO法人が主導で、法人、確実なデータから戦略を引き出すような、そういった施策を展開してございまして、これが環境庁の方の取り組みになるものでございます。くずまき型のDMOは、町民や事業者、行政が一体となって、町への愛着の醸成と人材育成を図るために、誘客を促進して地域経済の活性化、それから、あと、雇用の創出と所得の向上を図りながら、人口減少の歯止めをかけていくというような、そういった目的で取り組み

を進めていまして、住民主体での人口減少の歯止めの取り組みのような形になってございます。ですので、DMOというワードを使用しているわけですが、町民や事業者、行政が一体となって様々な検討をしながら、町への愛着の醸成と人材育成を図るとともに、誘客を促進して地域経済の活性化を図る、そうしながら雇用の創出と所得の向上を図って、人口減少の歯止めとするというようなことで、DMOの創生により観光客を増加させて外貨を獲得するような、そういった第一目標で取り組む日本版のDMOとは、ちょっとアプローチが違うというようなこともございまして、現時点では登録はしていない状況でございます。町内の気運醸成等は広域での連携など、近隣市町村の動向も踏まえながら、今後、登録した方がいいというような形になれば登録していく形ですが、今の段階では、町がしようとする事業の内容は、このDMOの日本版のものに加入しなくても実施が可能な状況になっていきますので、当面は現在の段階で進めていく方向で考えているものでございます。

それから、あと、隣接の、県内の市町村の加盟の状況は、ちょっと手元にございませぬので、すみません、後ほどお答えさせていただきます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

くずまき型のDMOについては、登録制度は考えていないというふうなお話のようでございますが、やっぱり強化していくためには、町に活力を出していくためには、こういったような制度を活用することは極めて重要なような感じがします。県内でもいくらか、こういったような地域DMOの登録がなされてきているというふうな情報がありますので、こういったようなことも十分検討の上ですね、登録に向けた足腰の強い民間の協議会で、それを町の方で後押しするといったような対応が必要ではないのかなど、いつまでも、また、くずまき型、くずまき型というふうなことじゃなくて、日本版のDMO、非常に幅広い、各種な施策も導入できるような感じがしております。もう一度ご答弁をお願いします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（山下弘司君）

お答えいたします。

DMOの取り組みにつきましては、現在、地方創生推進交付金を活用させていただいて取り組みを進めてございまして、現在、今年度から、また新しいタイプの取り組みを開始するような形、始めるような形になってございますので、当面は現在の形で、現在、計画して承認をいただいた内容を確実に実行するような形で取り組んでいきたいと考えてございます。その上で、今、委員さんご指摘のとおり、幅広く、もう少しというよ

うなことも、情勢として出てくるような状況であれば、今後、検討しながら進めてまいりたいと考えてございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

この、くずまき型DMOの登録の関係については、いずれ関係者の合意形成が必要かと思っておりますので、こういったような部分は、まちづくりには、ぜひ必要なものでございますので、登録制度に乗って、そしてまた、大きな支援をいただいて、まちづくりに役立てればなというふうな観点から、このように質疑をしたものでございますから、ぜひ関係者の合意形成の上、促進していただきたいと、以上です。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。山崎委員。

山崎邦廣委員

財政関係について、お伺いをいたします。ページ数は、主要な施策成果に関する説明書の45ページでございます。平成30年度不要額調書、支出率についてお尋ねします。まず、平成30年度不要額調書のうちで、支出率は79.32となっております。これは、この支出率は予算に対する実際の支出の率、予算執行率のことと思っておりますけれども、この率の数値につきまして、どのように判断、評価をされているのか伺います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（山下弘司君）

お答えいたします。

不要額調書における支出率、予算現額に対する支出済額の割合を算出したものでございますが、平成30年度は予算額のうち翌年度繰越額が1,170,239,000円でございます。多額になったため支出率が低くなったところでございます。翌年度の、この繰越分を控除した実質的な予算執行率では、平成29年度は95.4パーセントであったのに対して、30年度は94.5パーセントということで、前年度で0.9パーセントほど下回った形になってございます。これは、措置された予算に対して少額の経費で事業が執行されたことにより支出率が抑制された、そういった面もあるわけですが、予算編成段階において、さらなる事業費精査の余地もあるかと思っておりますので、そういったことを、事業内容や経費を精密に積み上げながら予算計画を、予算を計画的な執行に、今後、各種事業を年度内に確実にできるようにですね、終了するようなことで進めていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

山崎委員。

山崎邦廣委員

この予算執行率でございますけども、一般的にどの程度が望ましい状態と考えているのか伺います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

予算の執行であります。一般的には、今、課長からご答弁申し上げましたように、繰越額を除いて実質的な、その年度の執行額が何パーセントになるかということでの執行率になるわけですが、概ね95パーセントが、ひとつの水準と伺いますか、基準ということを言われているものでございまして、当町の場合、30年度は若干下回ったような形にはなっておりますけれども、概ね今94.5から95.5くらいのところで、ここ数年、執行率の状況は、そのような状況になっておりまして、一定の基準を満たしているという考え方で認識しているものであります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

山崎委員。

山崎邦廣委員

分かりました。

あと、もう1点、伺いをいたします。ページ数は、説明書の18ページになります。財政指標の推移、このうち実質公債費比率、それと、将来負担比率、いずれも健全化判断基準、健全化判断比率でございますけども、まず、財政指標の推移のうち実質公債費比率について、これは、平成29年度は5.4パーセントでありましたが、平成30年度は6.3パーセント、0.9パーセント上昇となっております。また、将来負担比率、これは一般会計からの地方債返済負担分、これは合算したものではありませんけれども、この将来負担比率につきましては、平成24年度以来、比率なしとなっていたところでございますけども、平成30年度決算では比率16.2パーセントとなっているようでございます。いずれも早期健全化比率からは極めて低い数値でございますけれども、このようになっている主な要因について、伺いをいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

それでは、お答え申し上げます。

実質公債費比率、29年度から30年度につきましては、5.4パーセントから6.3パーセントということで、0.9パーセント上昇したということでございますし、また、将来負担比率につきましても、これまで、確か24年からだと思いましたが、平成24年からですが、そういう比率なしという状況のところ、ずっと推移してきたところでございますが、30年度の比率におきましては、16.2パーセントという状況になっていると、その要因ということでございますが、これにつきましては、まず、実質公債費比率でありますけれども、どういう状況で積算されるかということをお話をさせていただきますが、町税や地方税の一般財源に対する元利償還金、あるいは企業債の償還金、そういった償還金に充てる操出金というのがあるわけですが、そういったふうなのが、どういう比率であるかということが、まず、その実質公債費比率の比率を示しているものでありますし、そういう中で、18パーセントになりますと、地方債の発行の際に県知事と協議をしなければならないというようなところになりますし、25パーセントになりますと、単独事業に対する借り入れの制限が出てくるというような状況になるものが実質公債費比率の内容であります。それから、将来負担比率であります。これは町債、あるいは企業債、そのほかに町の方でいろいろ損失補償というのもしているわけですが、そういうもの等を含めながら、町の一般財源に対する将来の負担がどうなっているかという比率を表しているものでございまして、この比率というのは、基準財政需要額に対する、その比率を出しているものでございます。そういう中に、実質公債費比率の場合は35、それから、将来負担比率の場合は350を超えますと、早期の健全化計画を、基準に該当することになりまして、その再建計画を立てなければならないという状況になるわけですが、当町の場合、今お話いたしましたように、将来負担の部分は平成30年度に初めて、最近からしますと出て、16パーセントということにはなりましたが、まだまだ、そこには、今言ったような基準に抵触するというような状況には、いずれもないものであります。その要因といたしましては、葛巻病院の建設であったり、あるいは企業債等におきましては、江川簡易水道の事業等に係る償還に係る部分が、そういう状況になってきているということと、もう一つは、これは盛岡地区の広域消防の関係がありますが、デジタル防災の無線整備につきましても、そういう借り入れをしながら、今、負担しているわけですが、そういったふうな事業等がここに、合計しまして、そういう部分等がここに影響してきているということになるものであります。いずれ、将来負担につきましても同様のような事業によっての増加と申しますか、そのことが今のような形の中で指標には表れてきているという状況にはあるものであります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

山崎委員。

山崎邦廣委員

要因については分かりました。

それでは、この30年度決算の、この二つの比率、実質公債と将来負担の、僅かではありますけども増加という数字、現在、町としては財政の状況、このことを踏まえまして、町としての財政の状況につきましては、どのように判断しているのかを伺います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

現在のような状況になっていることの財政の影響といいますか、そういったふうなもの等をどう受け止めているかということではありますが、先ほど言いましたように、財政状況等々につきましては、先ほどの事業絡みの部分があるわけではありますが、これにつきましても、町といたしましても、有利な企業債、あるいは、そういう中での比率を抑えるための、そういう努力もしながら、そういう面での有利な起債等々を導入しながらの事業に努めているというのが実態でございます。そういう中に、一般的に、この比率の町の認識をどう見ているかということ、認識をどうしているかということではありますが、一般的に借金が少なくて預金が多い状況ということがございますが、そういう中で、住民サービスという部分を充実させながら、町の発展のために、その基盤となるハードというものはしっかりと、その事業を実施、進めていかなければならないというふうな考え方の中で、当然のことながら町債の残高も、そういう面では多少増加したり、あるいは基金が減少したりするという状況になるものであります。大切なことは、町の現状や課題、そして、住民のニーズというものをしっかりと捉えながら、そして、併せて、町の財政状況等を踏まえての、極力負担の少ない、そして、的確に、そういう状況を見極めながら、町としての財政運営をしっかりとしていかなければならないと、このように思っておるところであります。いずれ、そういう中に、まちづくりに対しましての投資というのは、やはり成果はすぐ得られるものではなくて、10年、20年、そういう中を見据えながら、将来のまちづくりに対する必要な基盤に対して投資をしていかなければならないという考え方を持っての対応をしているところでもあります。いずれ、今、町としての、こういう同じ時期に更新しなければならないというのが重なってきておりますので、十分に、そういう面を考慮しながら財政運営にもあたっていかなければならないという認識をしておるものであります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、認定第3号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

認定第3号、平成30年度葛巻町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、認定第3号、平成30年度葛巻町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第11、認定第4号、平成30年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

説明資料の43ページをお開きになっていただきたいと思いますが、43ページの中で収入未済額が出ております。退職被保険者の介護納付金現年度分1件475円、小さな数字でございますけれども、計上になっております。先ほども申し上げたとおり、こういったような、現年度分で475円、僅かな、少額でございますけれども、計上されておりますと、このように目立ってくるわけでございますが、こういったような30年度収入未済額となった事由は何でしょうか。お知らせをいただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（千葉隆則君）

ちょっと詳細については手持ちの資料がございません。申し訳ございませんが、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

これも間もなく終了するかと思って、また、資料が終わってから出されても何ら効果がないので、一応、一旦、ここで休憩するような配慮をしていただいて、そして、午後からでも審議していただければありがたいと思うのですが、いかがでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

では、暫時休憩いたします。

(休憩時刻 12時02分)

(再開時刻 12時09分)

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

住民会計課長。

住民会計課長 (千葉隆則君)

出納閉鎖間際の5月24日に、2月に遡りまして国保資格を喪失した方がいらっしゃったため、国保税の還付が発生いたしました。先ほど申しましたとおり、出納閉鎖直前の24日だったために、還付未済の475円というものでございます。

それと、あと、併せて、先ほど一般会計のときの滞納処分の方も説明させていただいて、よろしいでしょうか。滞納処分の内容ということで、ご説明申し上げます。まず、内容の1点目の給与の分が19件、これが974,000円、それから、貸借、いわゆる電柱等の部分の差し押さえが7件で76,000円、そのほかに、経営所得安定対策等の交付金の関係からの差し押さえが8件で1,291,000円、それから、税の還付等、自動車税ですとか、後期高齢者の保険料の還付の分が7件で187,000円、総額で41件2,528,000円という状況になっているものでございます。よろしく願いいたします。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

柴田委員。

柴田勇雄委員

お聞きしますと、あまり、さほど大したことのない事由で、このように収入未済額が残っているようですので、こういったような部分を、もう少し事務的に詰めた上で、きっちりと事務処理をすれば、こういったようなものがなくなるのではないのかなと思っております。十分、こういったような事務処理については、ご留意いただきたいと、このように思います。

引き続きまして、不能欠損について、お伺いをいたしたいと思っております。説明資料の40ページ、44ページです。これについても、4年ぶりに国保税で8件318,400円の不能欠損額が出ております。この不能欠損至った経緯について、お伺いをいたしたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

住民会計課長。

住民会計課長 (千葉隆則君)

国保税の不能欠損の中身について、ご説明いたします。午前中の一般会計でトータル、一般会計と国民健康保険税全てお話しておりますが、改めまして、第4項の執行停止の方がお一人いらっしゃいまして、生活保護等で差し押さえ財産がなくて、執行停止後3年経過した方がお一人、それから、もう1人が、先ほどと同様に、普通税と国保税両方の不能欠損に該当するわけでございますけれども、施設等に収容されていた期間の課税分ということで、5年間の折衝記録等が確認できずに、消滅時効が完成した件でございます。先ほど、午前中にもご説明いたしましたとおり、課税されていれば元々減免規定等が該当されていたという事例でございます。よろしく願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

そうしますと、一般会計、国保会計の不能欠損に至った方、同一人の方が、これに含まれているというふうな理解でよろしいですか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（千葉隆則君）

はい、そのとおりでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。山崎委員。

山崎邦廣委員

決算書の3、4ページになるわけでございますが、繰越金の部分について、お伺いしたいのですが、平成29年度は65,000,000円、30年度は約28,000,000円ほどと、37,000,000円ほどの減となりますが、その主な要因について伺います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（千葉隆則君）

各年度によって繰り越しが異なるわけではございますけれども、30,000,000円の違いと申しますのは、30年度におきましては、基金に積み立てた30,000,000円の部分に概ね該当するのかなというふうに考えてございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

山崎委員。

山崎邦廣委員

分かりました。

では、次に、決算書の1ページ、2ページの国保税の部分に該当いたしますけれども、国保税の応益負担に関係して、お伺いをいたします。町では、現在、人口減少対策の中で、特に子育て支援に取り組んでおるところでございますけれども、この国保税の応益負担の見直し、特に、この0歳児から18歳までの均等割の部分でございますが、この均等割につきまして廃止するお考えはないのかどうか、お伺いをいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（千葉隆則君）

ただいまの均等割等の考え、今後の廃止についてというご質問でございます。これは2月に、国保に関しましては広域化によりまして、財政運営を今、県の方が担っている状況でございます。そういう中で、県議会等でもご質問がありまして、均等割、平均割の、県の方で、国の均等割、平等割を地方税法で定められている中で、それぞれ市町村の納付金の算定を行ってございます。本来、子どもの均等割軽減措置等は個別の市町村が財源負担を行いながら増減するものではなく、各自治体の財政力の差などによらず、全国どこの地域においても同等な水準で、子育て世代の負担解消が行われるべきものであることから、全国知事会を通じて国に要望を行っているという、先ほど県が財政負担を行っているということで、県の方でも、そういった形で答弁している状況でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

この件につきましては、今、宮古市でも、何と申しますか、子育て支援の均等、そういう対策から均等割の軽減ということの中で、30年度から進めていったという事例もありましたが、これにつきましても、県の方としても、この判断については、それぞれの市町村でということをおっしゃいますが、宮古市の場合は、ふるさと納税をその資金として向けるというようなことで、一般財源の負担になるような形にはしていないというようなことを言っているということではございます。ただ、そういう中に、県の方といたしましても、基本的には、今お話ししましたように、判断は任せるということではあります。減免により被保険者間の公平性、あるいは一般会計からの負担が増加することのないように配慮すべきだということの中で、県の方としての見解もございまして。それから、今、国の方はどうかと申しますと、これにつきましても、県の知事会等で、

その要望といたしますか、これもしているということではありますが、これにつきましても、国の方としては広域化を進めて今年経過したわけではありますが、そういう中での国からの財政負担の部分も、ここに結構ございまして、そういう状況等を勘案し、状況を見ながら、国と政府の中での協議の場でも、今後、協議していきたいというような状況で、取り上げているようでございますので、町といたしましても、そういう状況等もしっかりと見極めながら対応していかなければならないと、このように思っているところであります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、認定第4号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

認定第4号、平成30年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、認定第4号、平成30年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第12、認定第5号、平成30年度葛巻町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

これにつきましても少額のもので誠に恐縮しておりますけども、先ほど申し上げたとおり、この少額のものが解決しなければ、多額のものも解決しないという観点でございます。説明資料の44ページに農業集落排水事業会計が載っております。収入未済額で、現年分で施設使用料6件10,623円、浄化槽の使用料で4件16,308円、合計で26,931円ではありますが、これまでの滞納繰越分は12件になっていますから、この件数だけで比べますと誠に多い件数なわけで、少額なわけです。こういったような部分でも、その後、これまで、この26,931円の収入未済額が現時点ではどのような形での処理になっているのか、納付になっているのか、まだ依然として収入未済額になっているのか、お

尋ねをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（中山優彦君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

現在の状況はどうなっているかというようなことでございますけれども、ここに6件10,623円、それから、浄化槽の方は4件で16,308円というふうに記載しておりますけれども、現時点では、このうちの1件を残して全て納付いただいております。1件につきましては、集落排水の方の1件残っておりまして、基本料金分の1,620円が、町外に転出された方の分が残っておりますけれども、現在、その方と交渉中でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

これも趣旨は同じなわけで、早めの回収をして、こういったような収入未済額がなくなるような対応をしていただきたいと思います。終わります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、認定第5号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

認定第5号、平成30年度葛巻町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、認定第5号、平成30年度葛巻町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第13、認定第6号、平成30年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、認定第6号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

認定第6号、平成30年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、認定第6号、平成30年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第14、同意第1号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。なお、本案は人事案件でありますので、質疑は私生活にわたらないよう、ご注意願います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、同意第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

同意第1号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、同意第1号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

ここで、総務企画課長。

総務企画課長 (山下弘司君)

すみません。一般会計の決算の審査の際に保留させていただきました、日本版DMOの登録件数の関係をご説明させていただきます。県内の登録件数は4件になっておりま

して、1件は、平泉と一関が連合での登録しているのが1件、それから、あと、八幡平市、宮古市、釜石市の3市が登録している状況でございます。以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

以上で、本日の審査日程は全て終了し、本委員会に付託された事件は全部終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

輝くふるさと常任委員会を閉会します。

長時間にわたり、大変ご苦勞様でございました。

（閉会時刻 12時27分）